

あなたの家の石塀・ブロック塀は安全ですか？



ブロック塀（補強コンクリートブロック造）



石塀（組積造）

6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震（最大震度6弱）により、「石塀やブロック塀（以下「ブロック塀等」という）が倒壊し、死傷者が出るなど大きな被害が発生しました。」

町でも、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の際、多くのブロック塀等が倒壊する被害が発生しています。建築基準法では、ブロック塀等が倒壊しないための最低限の基準を定めています。ブロック塀等の改修・新設をする場合は、基準を守るようお願いいたします。

また、既存のブロック塀等についても、基準に従い設置されていない場合や劣化の具合によっては倒壊の恐れがありますので、安全点検を実施するとともに、必要に応じて補強工事や撤去などの安全対策の実施をお願いいたします。

ブロック塀等の安全点検や安全対策については、建築士等の専門知識を有する方に相談することをおすすめします。

なお、ブロック塀等の基準は下記のとおりです。

▼問合せ

○栃木県建築課建築指導班

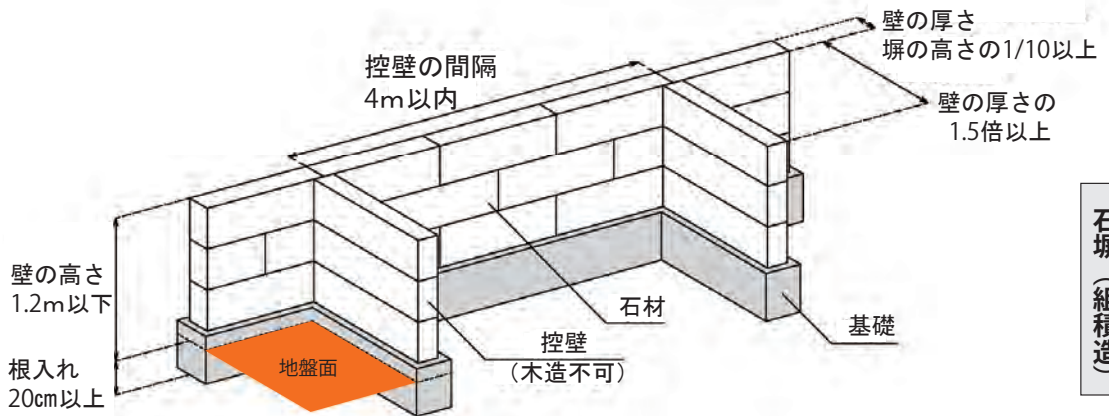
☎028-623-2514

○大田原土木事務所

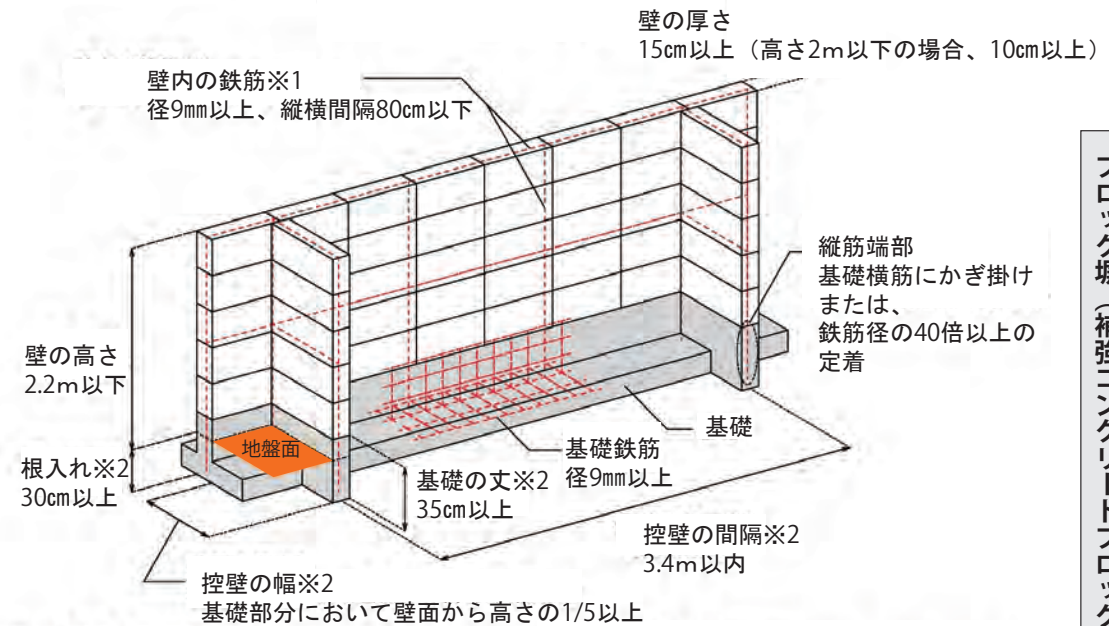
☎0287-236615

○ふるさと定住課定住促進係

☎76955



石塀（組積造）



ブロック塀（補強コンクリートブロック造）

※1 壁内の鉄筋について

- ・縦筋は、壁頂および基礎の横筋にかぎ掛ける。
- ・横筋は、縦筋にかぎ掛ける。
- ・壁頂には横筋を配置する。
- ・壁端部および隅角部には縦筋を配置する。

※2 基礎及び控壁について

- ・壁の高さが1.2mを超える場合、摘要となる。

※建築基準法施行令第61条による規定内容を図化したものです。なお、国土交通省大臣が定めた構造方法により補強され、かつ、国土交通大臣が定める構造計算により構造耐力上安全であることが確かめられた場合についてはこの限りではありません。

※建築基準法施行令第62条の8による規定内容を図化したものです。なお、国土交通大臣が定める構造計算により構造耐力上安全であることが確かめられた場合についてはこの限りではありません。